



## くべトナム特別レポート>

情報提供用資料

2020年2月14日

## ベトナムと EU の自由貿易協定 (EVFTA)

欧州議会は 2020 年 2 月 12 日、本会議で欧州連合(EU)とベトナムの自由貿易協定 (FTA)を承認した。今後 EU 加盟国の承認を経て、EU 側の批准手続きは完了する。 ベトナム側が速やかに批准すれば、今夏にも発効する見通しである。

発効後、EUからベトナムへの輸出品の65%の関税が、ベトナムからEUへの輸出品の71%が即時撤廃される。さらにEUは7年、ベトナムは10年かけて最終的に99%の関税を撤廃する。EUはベトナムにハイテク製品や航空機などを、ベトナムはEUに電気機器や衣料品を輸出している。労働者の権利の保護や環境面での規定も盛り込んでいる。

EU(イギリスを含む 28 国)はベトナムにとって、米国に次ぐ貿易相手であり、2019 年の 貿易額は輸出 415 億ドル(全輸出の約 16%)、輸入 149 億ドル(全輸入の約 6%)で、合計 564 億ドル(全貿易の約 11%)を占めている(税関総局)。FTA が発効すれば、ベトナムはアセアンでシンガポールに次ぐ、第二の EU との FTA 締結国となる。

ベトナムの投資計画省 (Ministry of Planning and Investment; MPI) の予測によれば、EVFTAによって輸出は(EVFTAがない場合に比べて) 2020 年+20%、2025 年+42.7%、2030 年+44.4%押し上げられる。輸入も(同) 2020 年+15.3%、2025 年+33.1%、2030 年+36.7%上昇する。結果的に GDP は+2.2~+3.3%(2019-2023 年)、+4.6~+5.3%(2024-2028 年)、+7.1~+7.7%(2029-2033 年)押し上げられると予測されている。

EU はベトナムにとって 4 番目の輸入先となっている。機械、化学品、輸送機械等を輸入している。これらはベトナム経済の近代化に不可欠なものである。関税低減によって、高度な機械・技術の導入が可能となり、同国の労働生産性の向上、ハイテク化を加速させ、同国企業がグローバルサプライチェーンにより一層取り込まれる契機となるものと予想される。

一方、薬品、乳製品、畜産物は激しい競争にさらされる可能性がある。





EVFTA 発効後、最も恩恵を受ける輸出品/セクター

輸出品/セクター	ベトナムの輸出品おける	コメント
	EU の誓約事項	אלעב
	協定発効時にベトナムの	EUはベトナム海産物の第2の輸出先。
	輸出品における輸入関	2018 年の輸出額は前年比+1%の
海産物	税分類品目の約 50%	14.4 億ドル。ベトナムの海産物に対す
(ツナ缶、魚肉団子を除く)	を撤廃。残りの 50%は	る関税の 90%は、現在の平均 14%の
	3~7年以内に撤廃。	輸出税率から 3~4 年以内に 0%まで
		削減。
	協定発効時に輸入関	EU は通信、コンピュータ、電気製品の
	税分類品目の 74%を	最大輸出先。2018 年の輸出額は合
通信	撤廃。残りは3~5年以	計 181 億ドル、EU への輸出総額の
コンピュータ	内に撤廃。	43.3%になる。関税撤廃により電気製
電気製品		品輸出は競争力を増し、EVFTA を含
		む FTA 協定の下、有利な関税を求めて
		ベトナムへの工場移管が進む。
	協定発効時にベトナムの	EU はベトナム縫製品の第2の輸出先。
	輸出品における輸入関	2018 年の輸出額は 41 億ドル(縫製
	税分類品目の 42.5%	品輸出総額の 13.4%) 。現在ベトナ
	を撤廃(主に繊維製品	ムから EU への縫製品には一般特恵制
	素材への関税)。残り	度の下、7~17%(平均 9.6%)の
	(主に繊維製品完成	関税がかかる。
縫製製品	品) は 12%の税率から	EU(ベトナムから EU への縫製品輸出
	3~7 年以内に 0%まで	割合は少ない)への縫製品素材(繊
	撤廃。	維、糸、ウール)の輸出業者は EVFTA
		発効時に恩恵を受ける。EU に繊維製
		品完成品を輸出する企業にとっては、
		EVFTA による恩恵は、2 年目から減税
		により、大幅に増加する。
	協定発効時に関税を完	EU はベトナムコーヒーの最大の輸出先。
コーヒー	全撤廃。	2018 年の輸出額は 13.4 億ドル。
		EVFTA 発効時の関税撤廃により EUに
		おける市場がさらに拡大する。
港湾運営	NA	ベトナム-EU間の貿易増加により恩恵を
物流セクター		受ける。

当資料は、情報提供を目的として、キャピタル アセットマネジメント株式会社が作成したもので、投資信託の売買を推奨・勧誘するものではありません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 | 2





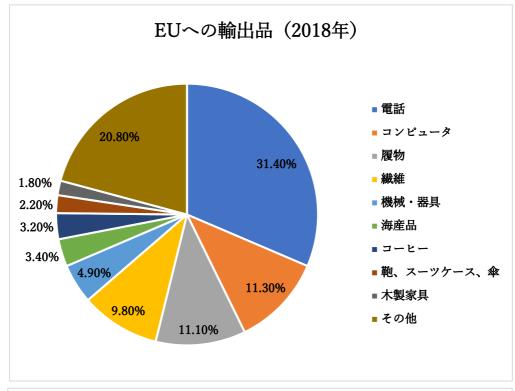
工業団地セクター	NA	製造業者は EVFTA を含めベトナムが調
		印予定の FTA による優遇措置を求める
		ため、他国からの工場移管により恩恵を
		受ける。
	協定発効時に輸入関	EU はベトナム履物の第 2 の輸出先。
	税分類品目の約 37%	2018 年の輸出額は前年比+17.9%
	を撤廃(主にアウター・	の 58 億ドル。 履物輸出総額の 28.7%
	ソール、ゴム、プラスチック	になる。現在ベトナムから EU への履物
	付き防水靴、スリッパ、	製品には一般特恵制度の下、平均 3
	室内履物)。残りは 5	~4%の関税が掛かる。
	~8%(EU へ輸出され	EVFTA 発効後最初の2年間は、履物
	る多くのベトナムの履物	製品が直ちに恩恵を受けるわけではな
	はこの部類に属する)の	い。EU へのベトナムの主要履物製品は
履物	税率から 3~7 年以内	一般特恵制度の下、現在の税率より高
	に 0%まで撤廃。	くなるからである。ベトナムの履物製品に
		おける EVFTA 関税が、一般特恵制度
		から現在受ける税率と同じ若しくはそれ
		以下になるには約2年掛かる。
		ベトナムの履物製品における関税が0%
		になる時、EU に輸出される税率は中国
		の履物製品より低い 3.5~4.2%とな
		り、ベトナムにとっては競争力が増すこと
		になる。
木材家具	協定発効時に輸入関	EU はベトナム木材の第 5 の輸出先。
	税分類品目の約 83%	2018 年の輸出額は前年比+3.7%の
	を撤廃。残り(素粒子	7 億 7 千万ドル。現在ベトナムから EU
	板、繊維板、ベニヤ板	への木材家具には 0~2%の関税が掛
	等) は 3~5 年の工程	かる。
	に伴い撤廃。	

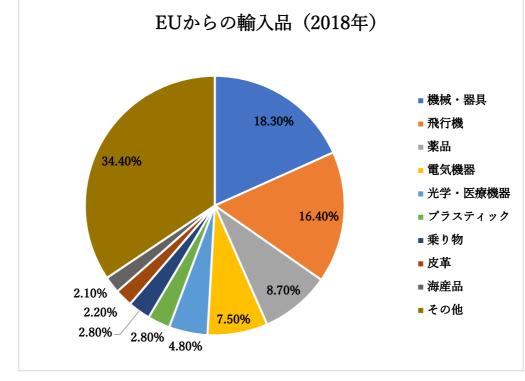
出所: EVFTA 協定書類



b







出所: MoIT,ベトナム税関

以上

当資料は、情報提供を目的として、キャピタル アセットマネジメント株式会社が作成したもので、投資信託の売買を推奨・勧誘するものではありません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 | 4